沖縄県農林水産部特定建設工事共同企業体取扱要領

［制定　平成５年４月１日］

（目的）

第１条　この要領は、沖縄県農林水産部が発注する建設工事（以下「県工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の施工方式、対象工事等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同企業体　　沖縄県農林水産部が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。

(2) 構成員　　県工事に係る競争入札参加者の資格を有する建設業者であって、共同企業体を構成するものをいう。

(3) 契約担当者　　知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。

（施工方式）

第３条　共同企業体の施工方式は、各構成員が対等の立場で、一体となって施工する共同施工方式（甲）とする。

（対象工事）

第４条　契約担当者が共同企業体に発注できる工事は、つぎの各号の何れかに該当するものとする。ただし、土木一式工事のうちＰＣ橋工事及び地盤改良工事、機械器具設置工事、造園工事等については、この限りでない。

(1) 大規模かつ技術的難度の高い工事

(2) 当該県工事の性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事であって、それぞれおおむねの設計額が土木一式工事又は建築一式工事については３億６千万円、管工事又は電気工事については１億２千万円を下回らないものとする。

（構成員）

第５条　構成員の数は２又は３業者とし、等級格付がなされている業種にあっては、最上位等級に属する者のみ又は最上位等級と第２位等級の属する者の組合わせとする。

２　構成員は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、県内企業の育成、公正な競争の促進及び適正な施工の確保を図るため、特に必要があると認められる場合には、この限りでない。

(1) 当該県工事に対応する許可業種につき、許可を有して営業年数が３年以上あること。

(2) 工事規模にかかわらず当該県工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該県工事と同種の工事を施工した経験があること。

(3) 全ての構成員が、当該県工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、３ヶ月以上の雇用関係にあるものとする。

(4) 本県において経常建設共同企業体の構成員として入札参加資格登録されていないこと。

（結成方法）

第６条　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（代表者）

第７条　共同企業体の代表者は構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならないものとする。

（出資比率）

第８条　代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

２　構成員のうち、最小の出資者の出資比率は次の割合以上でなければならない。

(1) ２業者の割合　　30 パーセント

(2) ３業者の場合　　20 パーセント

（入札参加資格審査申請書等）

第９条　契約担当者は、共同企業体に発注するときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告等し、公告等をした日から原則として 25 日以内に特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第１号）に協定書（様式第２号）を添えて、資格審査の申請を提出させるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事箇所

(3) 工事概要

(4) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 共同企業体の構成員の数、組合わせ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等

(6) その他必要と認められる事項

（資格審査等）

第 10 条　契約担当者は第９条により申請のあった特定建設工事共同企業体入札参加資格審査については、沖縄県農林水産部一般競争入札参加資格委員会又は、沖縄県農林水産部指名審査会に諮り決定するものとする。

（入札参加業者に事故があった場合の取り扱い）

第 11 条　前条の規定に基づき決定された業者に指名停止、倒産等事故があった場合は、当該構成員の属する共同企業体は入札に参加する資格を失う。

２　前項の規定に関わらず、構成員の一部について会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされた場合、入札の時より前であれば、残余の構成員が被申立会社に変わる構成員を補充して、新たに共同企業体を結成し、確認のとれた者については入札に参加することを認める。なお、構成員の一部について破産宣告がなされた場合も同様に取り扱うものとする。

（共同企業体の存続期間）

第 12 条　県工事に係る請負契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後３ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、当該工事につき契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

２　当該県工事につき結成された共同企業体のうち請負契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

（実施手続）

第 13 条　共同企業体による指名競争入札を実施する場合の手続については、沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領を準用する。この場合、「一般競争入札」を「特定建設工事共同企業体指名競争入札」に、「一般競争入札参加資格確認申請書」を「特定建設工事共同企業体指名競争入札応募調書（様式第５号）」に、「入札参加資格委員会」を「指名審査会」に、「一般競争入札参加資格

確認申請者一覧表」を「特定建設工事共同企業体指名競争入札応募業者一覧表（様式第６号）」に、第７条中「主管課長」を「主務課長」に読み替える。又、第１号様式（２）に代えて（様式第３号）、第２号様式（２）に代えて（様式第４号）、「一般競争入札方式の手続き（標準型）」に代えて「特定建設工事共同企業体指名競争入札方式の手続」によるものとする。

（要領に定めのない事項）

第 14 条　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則

この要領は、平成５年４月１日から適用する。

附　則　（平成６年８月４日 農総第 727 号）

この要領は、平成６年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 10 年５月１日から施行する。

附　則　（平成 18 年 5 月 23 日　農企第 579 号）

この要領は、平成 18 年 5 月 23 日から施行する。

附　則　（平成 28 年８月 17 日 農総第 1122 号）

この要領は、平成 28 年９月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月 30 日 農総第 2552 号）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年８月 30 日 農総第 1122 号）

この要領は、令和３年９月１日から施行する。

附　則　（令和８年７月９日 農総第 637 号）

この要領は、令和８年７月 15 日から施行する。

（様式第１号）

特定建設工事共同企業体資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

沖縄県知事　　殿

特定建設工事共同企業体

代表者　住　　所
　　商号又は名称
　　代　表　者

構成員　住　　所
　　商号又は名称
　　代　表　者

構成員　住　　所
　　商号又は名称
　　代　表　者

構成員　住　　所
　　商号又は名称
　　代　表　者

［提出者　所　属
　署名欄　氏　名］

今般、連帯責任により請負工事の共同施工を行うため、　　を代表とする　　特定建設工事共同企業体を結成したので、当共同企業体を貴県発注に係る　　工事の入札に参加させていただきたく、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

（様式第２号）

特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体 協 定 書（甲）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1)　　○○　　発注に係る　　○○○○　　建設工事

（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2)　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　○○　　特定建設工事共同企業体

（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　○○○○　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　所
商号又は名称

住　　所
商号又は名称

住　　所
商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　○○○○　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求 、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内

容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

％
％
％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体　が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条　当企業体の取引金融機関は、　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第 13 条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当　するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第 14 条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担する　ものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第 16 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有してる出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第 16 条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第 17 条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第 17 条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（工事竣工後解散までの間における構成員の脱退、破産又は解散した場合の措置）

第 19 条　構成員の中のいずれかが建設工事竣工後当企業体が解散に至るまでの期間において脱退、破産又は解散した場合における処置については運営委員会の決するところによる。

（協定書に定めのない事項）

第 20 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　社は、上記のとおり

特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

商号又は名称
代　表　者　　印

商号又は名称
代　表　者　　印

商号又は名称
代　表　者　　印